

いわて働き方改革推進運動実施要領

(目的)

第1 県や関係機関、働き方改革に積極的に取り組む事業所が一体となった「いわて働き方改革推進運動（以下、「本運動」という。）」を展開し、働く人のライフスタイルやライフステージに応じた柔軟で多様な働き方の実現に向けて、県内企業等における働き方改革の実践的な取組の一層の促進を図ることを目的とする。

(対象)

第2 本運動の対象とする事業所とは、県内において事業活動を行う法人・団体等をいう。

(参加宣言)

第3 本運動への参加を宣言しようとする事業所は、参加宣言シート（様式）を県が指定する窓口に提出するものとする。

(参加基準等)

第4 県は、前項の提出のあった者のうち、次に掲げる項目のいずれかに該当する取組を実施している事業所を「いわて働き方改革推進運動参加事業所（以下、「運動参加事業所」という。）」として、名簿に登録し、県が管理する「いわての働き方改革ポータルサイト」で公開するものとする。

(1) 長時間労働の削減（有給休暇の取得促進含む）

(2) 労働生産性の向上と処遇改善

(3) 職場環境改善

(4) 女性活躍推進

(5) 両立支援

(6) 多様な働き方

(7) 人材確保・定着

(8) 健康経営

(9) 社員の働きがい、モチベーション向上

(10) ダイバーシティ

(11) その他

2 運動参加事業所は、別に定めるロゴマークを使用することができるものとする。

(取組状況の調査)

第5 県は、本運動の運用にあたり、必要に応じて、運動参加事業所における取組状況を調査することができるものとする。

2 運動参加事業所は、前項に定める調査に協力するものとする。

(運動参加事業所への支援)

第6 県は、運動参加事業所が行う働き方改革に関する取組に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 運動参加事業所が行う働き方改革に関する取組の広報

(2) 働き方改革の推進に関するセミナーや各種支援制度の情報提供

(3) その他、働き方改革の推進のための支援

(表彰)

第7 県は、運動参加事業所のうち、その取組実績が優良で他事業所の模範となり、今後も継続した取組が期待できる事業所等について、別に定めるところにより表彰する。

(所掌)

第8 この要綱に関する事務は、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室において所掌する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式)

宣言日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

いわて働き方改革推進運動 参加宣言

当社（団体）は、「いわて働き方改革推進運動」に参加し、これらの取組を推進することを宣言します。

宣言項目：	<input type="checkbox"/> 長時間労働削減(有給休暇の取得促進を含む)	<input type="checkbox"/> 労働生産性向上と処遇改善		
	<input type="checkbox"/> 職場環境改善	<input type="checkbox"/> 女性活躍推進	<input type="checkbox"/> 両立支援	<input type="checkbox"/> 多様な働き方
	<input type="checkbox"/> 人材確保・定着	<input type="checkbox"/> 社員の働きがい、モチベーション向上	<input type="checkbox"/> 健康経営	
	<input type="checkbox"/> ダイバーシティ	<input type="checkbox"/> その他(_____)		
				※ 複数選択可

基本情報：

企業名 団体名		業 種	
代表者 役職・氏名			
所在地	〒 _____		
TEL		FAX	
従業員数	常時雇用者数： [全体] _____ 人 [うち男性] _____ 人 [うち女性] _____ 人 うちパート・アルバイト数： [全体] _____ 人 [うち男性] _____ 人 [うち女性] _____ 人		

窓口担当者連絡先：

所属・役職		氏名	ふりがな
TEL		FAX	
メール			

※ 宣言内容について、「いわて働き方改革サポートデスク」よりヒアリングをさせていただきます。